

事件の真実

1 懲戒処分理由そのものが捏造されたものであり、また、裁判においてこの捏造を糊塗するために県立大学法人は虚偽の公文書を作成し、これらを裁判証拠として使用した。

大学教員の勤務実態は裁量労働制（注1）であるが、長崎県立大学法人は教員の労働管理を時間労働制（注2）であったと偽り、欠勤日382日なる懲戒処分理由を捏造した。この違法な懲戒処分理由はもちろん全教員に当てはまるため、理事会が誰でも好みの教員を懲戒処分することが可能である。ただし教員の勤務が裁量労働制であったという実態が裁判において明らかになると、欠勤日なるものを算定できないことが露見するため、県立大学法人は教員の労働管理が時間労働制であったと偽る必要があった。そのため、県立大学法人は過去数年に遡って偽の出勤簿と勤務時間表を作成し、全教員に押印させて虚偽の公文書を完成して裁判証拠として使用し、宣誓の上で証言もした。

注1：裁量労働制とは勤務時間（週40時間）の割り振りを教員自らが管理して勤務する労働管理。全国の大学教員の勤務実態は裁量労働制であり、そのため残業手当は支払われない。

注2：時間を管理する労働管理。工場・オフィスなどでタイムレコーダーあるいは勤務時間報告書によって週40時間の労働時間を管理し、残業があれば残業手当を支給する。

2 勝ち目のない裁判をただひたすら引き延ばしてきた。

6回も度重なる敗訴を続けながら、一度として司法判断を顧みることなく、異議申立、保全抗告、控訴、上告と上訴を繰り返してきた。それも、判決文を検討することなく即日上訴を決めて記者会見を開き、「判決に納得できない」などのマスコミ向けコメントだけを発信した。とくに判決文を検討して新たな訴えを構築しなければならない最高裁への上告などは、福岡高裁の判決言い渡しの4時間後に長崎で開かれた理事会で決定したという議事録を公表している。

3 県立大学法人が虚偽公文書を作成して裁判証拠として提出していることが裁判で指摘されたため、県民有志が事実を知ろうと大学評議会議事録などを情報公開請求したが非開示を貫いている。

裁判において大学法人が証拠として提出した複数の証拠が事後的に作成された虚偽公文書であることが指摘され、疑惑を晴らすために提出することを進めた裁判官の助言も拒んで大学法人は提出しないと宣言した。これを知った県民有志が事実解明のために大学公文書の情報開示を行ったところ県立大学は非開示を貫いている。

裁判の経過

平成 21 年 9 月 11 日、久木野が申立てをした仮処分裁判の原々審。平成 22 年 2 月 8 日決定。

「長崎地方裁判所 平成 21 年(ヨ)第 49 号 賃金仮払仮処分申立事件」

⇒ 「不特定な事実に基づいて本件処分をすること自体違法であって、本件処分は無効である。」

平成 22 年 2 月 22 日、県立大学が上訴した仮処分異議申立裁判(原審)。平成 22 年 12 月 9 日決定。

「長崎地方裁判所 平成 22 年(モ)第 4 号 賃金仮払仮処分異議申立事件」

⇒ 仮処分決定を認可する。

平成 22 年 12 月 24 日、県立大学が上訴した仮処分保全抗告裁判。平成 23 年 5 月 16 日決定。

「福岡高等裁判所 平成 23 年(ラ)第 5 号 賃金仮払仮処分決定の認可決定に対する保全抗告事件」

⇒ 抗告を棄却する。

平成 21 年 9 月 24 日、久木野が提訴した本訴裁判第 1 審。平成 23 年 11 月 30 日判決言渡。

「長崎地方裁判所 平成 21 年(ワ)第 745 号地位確認等請求事件」

⇒ 「平成 21 年 9 月 15 日付け停職処分の付着しない労働契約上の権利を有することを確認する。大学は停職中の給与に加え、慰謝料 200 万円と弁護士費用 80 万円を支払え。」

平成 23 年 12 月 1 日、県立大学が控訴した本訴裁判控訴審。平成 24 年 4 月 24 日判決言渡。

「福岡高等裁判所 平成 23 年(ネ)第 1159 号 地位確認等請求控訴事件」

⇒ 控訴を棄却する。

平成 24 年 5 月 11 日、県立大学が上告した本訴裁判上告審。平成 25 年 7 月 16 日判決言渡。

「最高裁判所 平成 24 年(オ)第 1309 号事件 および 最高裁判所 平成 24 年(受)第 1619 号事件」

⇒ 本件上告を棄却する。

⇒ 本件を上告審として受理しない。